

PTBによるパチンコホール統一税務処理基準

総論

法人税の課税所得の計算に当たって、収益並びに売上原価、販売費・一般管理費その他の費用及び損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算される。

この場合の一般に公正妥当と認められる会計処理の基準には、企業会計原則、会社法及び金融商品取引法に定められた会計処理の基準をはじめ、「PTBによるパチンコホール統一会計基準」も含まれるものと解される。

パチンコホール企業の税務処理に当たっては、「PTBによるパチンコホール統一会計基準」を含め、これらの会計処理の基準に関し法人税法等に別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って処理するものとする。

一 売上

1 売上計上基準

客にパチンコ球又はスロットコイン（以下「遊技球」という。）を提供したこと（以下「貸玉」という。）による売上は、その提供したときに収益として認識し、その対価をもって収益の額とする。（注1）

二 売上原価

1 定義

店舗の運営に関し、収益を得るために直接要する費用をもって売上原価とする。（注2）

2 構成要素

売上原価は、次のような費用から構成される。

- (1) 景品原価
- (2) 労務費
- (3) 遊技機関連費用
- (4) 設備費
- (5) 運営経費
- (6) その他

3 景品原価

- (1) 景品原価は、次の算式により計算する。
景品原価 = (期首景品棚卸高 + 当期景品仕入高) - 期末景品棚卸高
- (2) 「期末景品棚卸高」の計算は、法人税の課税所得の計算上、法人が選定している棚卸資産の評価の方法によって行う。

4 労務費

- (1) 労務費とは、店舗に係る従業員の労務の提供の対価をいう。
- (2) 労務費は、次のような費用から構成される。
 - ① 給料手当
 - ② 雑給
 - ③ 賞与
 - ④ 退職給付費用
 - ⑤ 法定福利費
 - ⑥ 福利厚生費
 - ⑦ その他店舗の従業員の労務に係る費用

5 遊技機関連費用

- (1) 遊技機関連費用とは、遊技機（パチンコ遊技機又はスロット遊技機をいう。）の設置、運用、保管、除却等に関する費用をいう。
- (2) 遊技機関連費用は、次のような費用から構成される。ただし、遊技機の取得価額又は資本的支出とされるものを除く。
 - ① 遊技機の賃借料（税務上、売買とされるリース取引に係る賃借料を除く。）
 - ② 遊技機の設置に要する費用（注3）
 - ③ 遊技機の減価償却費（注4）
 - ④ 遊技機の機能維持に要する費用
 - ⑤ 遊技機の保管に要する費用
 - ⑥ 遊技機の除却・廃却に係る費用
- (3) 遊技機の取得価額は、次のような費用の合計額である。
 - ① 遊技機の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料等の購入のために要した費用を加算した金額）
 - ② 遊技機を事業の用に供するために直接要した費用の額（注5）
- (4) 遊技機の資本的支出とは、修理、改良その他いずれの名義をもってするかを問わず、遊技機に対して支出する費用で、次の金額のうちいずれか多い金額である。
 - ① 遊技機の使用可能期間を延長させる部分に対応する費用
 - ② 遊技機の価額を増加させる部分に対応する費用

6 設備費

- (1) 設備費とは、遊技機以外の店舗設備等の維持管理等に要する費用をいい、この場合の遊技機以外の店舗設備等とは、次のようなものをいう。(注6)
- ① 店舗用地
 - ② 店舗建物
 - ③ 駐車場用地及び駐車設備
 - ④ 営業用設備
 - ⑤ 事務用設備
 - ⑥ その他店舗運営に供する設備等
- (2) 遊技機以外の店舗設備等の維持管理等に要する費用は、次のような費用から構成される。(注7)
- ① 固定資産税等の公租公課
 - ② 減価償却費
 - ③ 賃借料(税務上、売買とされるリース取引に係る賃借料を除く。)
 - ④ 修繕費
 - ⑤ 営業用システムの使用料
 - ⑥ 遊技機の維持、管理費用
 - ⑦ その他設備等の維持、管理費用

7 運営経費

- (1) 運営経費とは、店舗の運営に要する費用をいい、次のような費用から構成される。(注8)
- ① 水道光熱費
 - ② 交際費、会議費
 - ③ 広告宣伝費
 - ④ 諸会費
 - ⑤ 営業用システムの運営費
- (2) 運営経費は、店舗の運営に関し直接必要な費用をいうのであるから、いわゆる本社経費はこれに含まれない。
- したがって、宣伝広告費でいえば、例えば店舗の新装開店等の新聞折込広告料は売上原価となる運営経費に含まれるが、専ら企業イメージを高めるために行われる本社による広告宣伝活動に係る費用は含まれない。(注9)

8 その他の売上原価

3から7までに掲げた景品原価、労務費、遊技機関連費用、設備費、運営経費以外の費用で、店舗運営に関し直接必要な費用は、売上原価とされる。(注10)

三 プリペイドカード

1 自社発行型プリペイドカードの販売に係る収益の帰属時期等

(1) プリペイドカードの未使用残高の精算が行われている場合（注 11）

イ プリペイドカードの販売時の処理

プリペイドカードの未使用残高（貸玉を了していないカード残高をいう。）について日々精算が行われている場合には、当該プリペイドカードの販売の対価として受領した金額は、貸玉に係る前受金等として処理する。

ロ プリペイドカードによる貸玉を行った時の処理

プリペイドカードにより貸玉を行った時に売上を認識し、上記イの処理による前受金等の額を減額する。

(2) プリペイドカードの未使用残高の精算が行われていない場合（注 12）

イ プリペイドカード販売時の処理

プリペイドカードの未使用残高について日々精算が行われていない場合には、当該プリペイドカードの販売対価として受領した金額は、当該カードを販売した日の属する事業年度（以下「販売事業年度」という。）の収益として計上する。

ただし、販売したプリペイドカードを販売事業年度ごとに管理している場合において、所轄税務署長の確認を受けて販売事業年度終了の日の翌日から 3 年を経過した日の属する事業年度終了の時に有するプリペイドカードの未使用残高を収益に計上することとしているときは、貸玉を行った時まで前受金等として処理することができる。

ロ プリペイドカードによる貸玉を行った時の処理

プリペイドカードにより貸玉を行った時に貸玉に係る売上を認識し、上記プリペイドカードの販売に係る収益の額を減額する。

なお、上記イのただし書により、プリペイドカードの販売に係る対価の額を前受金等として処理した場合には、貸玉を行った時に売上を認識し、当該前受金等の額を減額する。

ハ プリペイドカードの未使用残高に係る貸玉の提供費用の見積り計上（注 13）

プリペイドカードの販売対価の額を収益に計上する場合において、各事業年度終了の時に当該カードの未使用残高があるときは、その未使用残高に係る貸玉に要する費用の額として合理的に見積もった金額を当該事業年度の損金の額に算入することができる。この場合において、その損金の額に算入した金額に相当する金額は、翌事業年度の益金の額に算入する。

2 第三者発行型プリペイドカードの販売に係る収益の帰属時期等（注 14）

(1) プリペイドカード購入時の処理

カード発行会社から購入したプリペイドカードは、購入時にその購入価額（購入に要するカード発行手数料を加算した金額）をもってプリペイドカードの取得価額とする。

(2) プリペイドカード販売時の処理

上記（1）により処理しているプリペイドカード勘定の金額からプリペイドカードの購入単価に販売カード数を乗じて計算した金額を控除する。この場合、客から受領する対価の額（カード券面額）とプリペイドカード勘定の金額から減額するカードの取得原価との差額（カードの取得価額に算入されているカードの発行手数料の額）は、発行手数料として損金の額に計上する。

(3) プリペイドカードによる貸玉を行った時の処理

プリペイドカードにより貸玉を行った時に貸玉に係る売上を認識し、その売上金額はカード発行会社に対する営業未収金として計上する。

参考 1 プリペイドカードの発行、販売等に係る仕訳例（注 15）

2 プリペイドカードの発行、販売時に係る消費税の取扱い（注 16）

四 貯玉

1 貯玉の基本的な性格

貯玉は、客からの遊技球の預りであり、店舗について生ずる再プレイ又は景品等との交換に応じる債務である。（注 17）

2 債務の発生とその額の認識

店舗が負う貯玉に係る債務は、客による貯玉によって発生し、その引出によって消滅する。

この場合の引出しとは、客による貯玉制度からの遊技球の引出しをいい、その用途（再プレイ又は景品等との交換）のいかんにかかわらず、貯玉の減少をもたらす一切の行為をいう。（注 18）

貯玉によって店舗が負う債務の額は、当該貯玉に係る再プレイ又は景品等との交換に応じるための原価の額をいう。（注 19）

3 貯玉に係る処理

貯玉があった場合には、これを債務と認識し、合理的に見積もった債務の金額を当該貯玉があった日の属する事業年度の原価の額に算入する。

貯玉の引出しがあった場合には、当該貯玉に係る債務相当額を当該債務の額から控除するとともに、その額をもって原価の額の減少とする。

貯玉に係る債務については、各事業年度末においてその貯玉数及びその額の確認を行い、その実際残高をもって当該事業年度末の債務の額とする。

また、長期間にわたりその出入りのない会員分の貯玉については、債務としての性格を有しないものとして、当該長期間を経過した日の属する事業年度において当該会員の貯玉に係る債務の額を雑益として益金の額に算入する。
(注 20)

五 遊技機

1 遊技機の資産性

遊技機は、減価償却資産として、その法定耐用年数に基づき減価償却を行う。(注 21)

2 遊技機に適用される法定耐用年数

遊技機について適用される法定耐用年数は、パチンコ機については2年、スロットマシン(回胴式遊技機)については3年である。

ただし、取得価額が20万円に満たない固定資産については、一括償却資産として償却を行うことができる。

また、少額減価償却資産に該当するものについては、一時の損金とする。
(注 22)

3 遊技機の取得価額

遊技機の取得価額は、二の五の(3)に記載したところによる。

4 リース等による取得の場合

(1) リース取引による取得の場合

リース取引(法人税法第64条の2に規定するリース取引をいう。以下同じ。)によって資産を取得したものとみなされる場合には、当該資産を売買により取得した場合と同様の処理を行う。(注 23)

(2) リース取引以外の賃貸借取引の場合

リース取引以外の賃貸借取引により遊技機等を賃借し、事業の用に供した場合には、その遊技機に係る賃借料は賃貸借期間等に応じ、合理的に配分したところにより損金の額に算入する。

PTBによるパチンコホール統一税務処理基準注解

一 売上計上基準

(注1)

店舗の貸玉による売上の計上基準については、貸玉の時点で収益を認識し、その対価である金額をもって収益を測定するグロス方式と、客が景品と交換した時点で収益を認識し、貸玉の対価である金額から客に提供した景品の取得原価を減算した金額をもって収益を測定するネット方式とが考えられる。

店舗の経営実態や貸玉の対価である金額を収受した時点において収益は確定していると認められることから、グロス方式により売上を計上するものとする。

二 売上原価

(注2)

店舗の運営に関する売上原価は、収益に直接的に対応する費用をいうのであるから、たとえ店舗へ配賦された費用であっても、役員給与、借入金の利子など経営上の管理費は売上原価に含まれない。

5 遊技機関連費用

(注3)

遊技機の設置に要する費用については、新規に取得する遊技機の取得価額に算入される。したがって、売上原価となる遊技機の設置に要する費用としては、例えばパチンコホールの模様替えのための遊技機の移設費用が該当する。

(注4)

遊技機の減価償却費には、少額の減価償却資産の取得価額の損金算入の適用を受けた損金算入額が含まれる。

(注5)

遊技機を事業の用に供するために直接要した費用の額には、例えば新規に遊技機を取得した場合の、その設置のために要する費用、AMマークの取得・貼付に要する費用が該当する。

6 設備費

(注6)

遊技機以外の店舗設備費等として例示された設備等のうち、⑥その他店舗運営に供する設備等とは、パチンコ事業のサービスの一環として設けられている

コーヒーショップ又は軽食堂の施設（パチンコ事業と兼業として営まれていると認められるコーヒーショップ等は除く。）等が挙げられる。

なお、コーヒーショップ等が“パチンコ事業のサービスの一環として設けられているか又は兼業として設けられているか”は、当該施設の規模、内容等から専ら遊技をする客が利用するための施設であるかどうかにより判断することになる。

(注7)

遊技機以外の店舗設備等の維持管理等に要する費用として掲げられた費用のうち、②減価償却費には、その取得価額が10万円未満であることにより、法人税法施行令第133条の規定の適用により、損金算入をした遊技球等の取得費用が含まれ、⑥遊技球の維持、管理費用には、遊技球の補充又は研磨費用等が含まれる。

また、⑦その他設備等の維持、管理費用とは、例えばパチンコ事業のサービスの一環として設けられているコーヒーショップ等の維持管理に要する費用をいう。

なお、店舗に係る事業税又は設備の取得に係る借入金の利子については、売上原価に算入しないことができる（法人税基本通達5-1-4参照）。

7 運営経費

(注8)

例えば、システム運営会社から賃借しているシステムの使用料、データ管理料等の店舗情報システムに係る費用は、⑤営業用システムの運営費としないで、6の設備費として処理して差し支えない。

(注9)

宣伝広告費のうち、売上原価となる運営経費とは、店舗の新装開店等を宣伝するための新聞折込広告又はチンドン屋等の役務提供の支払対価をいい、専ら企業イメージを高めるために行なわれる本社による広告宣伝費のようなものは含まれない旨が明らかにされているが、消費税に関しても運営経費となる店舗の新装開店等の広告宣伝費は課税売上のみならず仕入れとされ、一方、専ら企業イメージを高めるために行なわれる広告宣伝費のようなものは、課税・非課税共通の仕入れとして取り扱われるものとする。

8 その他の売上原価

(注10)

3から7までに掲げた景品原価、労務費、遊技機関連費用、設備費、運営経費以外の費用で、売上原価に該当する費用かどうかは、公正妥当な会計処理の基準に従い判断することになる。

三 プリペイドカード

1. 自社発行型プリペイドカードの販売に係る収益の帰属時期等

(1) プリペイドカードの未使用残高の精算が行われている場合

(注 11)

法人税基本通達 2-1-39《商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期》及び 2-2-11《商品引換券等を発行した場合の引換費用》において、商品引換券等を発行した場合の収益の帰属時期等の取扱いが明らかにされているが、これらの通達でいう「商品引換券等」とは、“商品の引渡又は役務の提供を約した証券等”とされており、本プリペイドカードも当該商品引換券等に該当するものと解される。したがって、プリペイドカードに係る収益の帰属時期等の取扱いについては、自社発行型も第三者発行型も共に、基本的には法人税基本通達 2-1-39 及び 2-2-11 により判断されることになる。

法人税基本通達 2-1-39 によれば、プリペイドカードを発行したことにより受領したその対価の額は、確定収入であることから、原則として発行した日の属する事業年度の益金の額に算入することとなる。

しかし、自社で発行したプリペイドカードの未使用残高については、公安委員会から客に対し日々精算するよう指導されている。そこで、店舗がこの指導に従い精算が行われている実態がある場合には、プリペイドカードの発行の際に受領する対価の額は確定収入とはいえないことから、当該プリペイドカードの販売対価の額は、客からの前受金又は預り金等の負債として処理することとなる。

(2) プリペイドカードの未使用残高の精算が行われていない場合

(注 12)

イ 基本的な考え方

プリペイドカードの未使用残高について、翌日以降の再プレイを可能として精算が行われている実態がない場合、そのカードの販売対価として客から受領する金額は、確定収入というべきであり、原則として当該カードを販売した日の属する事業年度（以下「販売事業年度」という。）の収益の額に算入することが相当である。ちなみに、この処理は他のプリペイドカードに共通した取扱いである（法人税基本通達 2-1-39 本文参照）。

ただし、法人がプリペイドカードの販売に係る対価の額のうち、貸玉によるカードの消費額をその貸玉があった日の属する事業年度で収益に計上（対価の額を売上に振り替え）するほか、販売事業年度終了の日の翌日から 3 年を経過した日の属する事業年度（販売の日から延べ 5 年目の事業年度）終了の時ににおいて有するプリペイドカードの未使用残高を当該事業年度の収益に計上することとしている場合には、法人税基本通達 2-1-39 のただし書の取扱いにより、前受

© 2011 Pachinko-Trusty Board All rights reserved.

金等として処理することが認められる。

なお、上述の「ただし書」の適用は、カードの発行・販売ごとの管理が行われていることが前提となるが、発行・販売数が多く厳密な個別管理をすることは必ずしも容易ではないので、他の商品引換券等の場合と同様に、貸玉に交換されたカードについて、適正規模でサンプル調査を行い、その結果に基づく販売年度交換率を用いて年度別管理を行うというような方法も認められるものとする。

また、この「ただし書」を適用する場合には、法人税基本通達 2-1-39 に規定しているところに従い、あらかじめ所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受け、その確認を受けたところにより 3 年経過の未使用残高を継続して収益に計上することを要することとなる。

ロ 貸玉に係る売上の認識

プリペイドカードにより貸玉を行った時点で貸玉に係る売上（パチンコ営業売上）を認識し、「イ」で当該プリペイドカードの販売売上として計上した収益の額を減額することになる。

なお、法人税基本通達 2-1-39 のただし書の適用により、プリペイドカードの販売に係る対価の額を前受金等として処理した場合には、(1) のプリペイドカードの未使用残高の精算が行われている場合と同様に、プリペイドカードにより貸玉を行った時点で売上を認識し、上記前受金等の額を減額することになる。

ハ プリペイドカードの未使用残高に係る貸玉費用の見積り計上 (注 13)

「イ」において、プリペイドカードの販売対価の額を収益に計上している場合には、法人税基本通達 2-2-11 の取扱いにより、収益に計上済のカードの未使用残高に対応する原価の額（貸玉に係る費用の額）の見積り計上ができる。

具体的には、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額に相当する金額を各事業年度の原価の見積額として損金の額に算入することができるものとする。

なお、この場合において、その損金に算入した金額に相当した金額は、翌事業年度の益金の額に算入することとなる。（洗替え処理を要する。）

(イ) 未使用残高をその発行年度毎に区分して管理している場合
次の算式により計算した金額

(算式)

当該事業年度終了の時における未使用残高のうち、
事業年度及び当該事業年度開始の日前 3 年以内 × 原価率
に発行したものに係る対価の額の合計額 (注)

(ロ) (イ) 以外の場合 次の算式により計算した金額

(算式)

$$\left(\begin{array}{l} \text{当該事業年度及び当該事業} \\ \text{年度開始の日前3年以内に} \\ \text{開始した各事業年度におい} \\ \text{て発行したプリペイドカー} \\ \text{ドに係る対価の額の合計額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{左の各事業年度} \\ \text{において貸玉を} \\ \text{行ったプリペイ} \\ \text{ドカードに係る} \\ \text{対価の額の合計額} \end{array} \right) \times \text{原価率} \quad (\text{注})$$

(注) 原価率は、未使用のプリペイドカードが使用され売上金額に計上されたものと仮定した場合におけるその原価の割合をいうのであるが、当期における「一の1 売上計上基準」により計上された売上金額を分母とし、この売上金額に対応する売上原価の額を分子とするなど、合理的な方法により計算する。

2 第三者発行型プリペイドカードの販売に係る収益の帰属時期等

(注 14)

購入時、売却時及び貸玉の提供時における各取引の処理は、基本的に会計上の処理と異なるところはない。

なお、第三者発行型プリペイドカードの場合とは異なり、カードの未使用残高の精算が行われないこととされている。そこで、上述したように、自社発行型プリペイドカードでは販売事業年度終了の日の翌日から3年経過した日の属する事業年度において存するカードの未使用残高は雑益として益金の額に算入することとしていることから、同様の処理を要するかどうか問題となるが、第三者発行型プリペイドカードでは、このような雑益計上の問題は生じないものとする。すなわち、顧客の権利放棄ともいえるカード未使用額の債務消滅利益は、カード運営会社がパチンコホールから請求を受けなくなるという点で、カード運営会社に帰属するものと考えられるからである。(パチンコホールとしては、カード購入金額の全額についてカード運営会社に支払い債務を有しており、顧客の権利放棄による利益を受ける立場にないと解される。)

3 プリペイドカードの発行、販売等に係る仕訳

(注 15)

プリペイドカードの発行、販売等に係る税務処理(仕訳)はおおむね別紙のとおりになるものと解される。

4 プリペイドカードの販売に係る消費税の取扱い

(注 16)

プリペイドカードが自社発行型であるか、第三者発行型であるかにより、次のとおり、課税売上割合の計算上差異が生ずる。

① 自社発行型プリペイドカードの販売

自社発行型プリペイドカードの販売は、いわゆるプリペイドカード（物品切手等）を発行したものと解され、消費税の課税対象外である不課税取引に該当すること（消費税法基本通達 6-4-5 参照）となるが、他方、後述する第三者発行型プリペイドカードの販売は資産の譲渡（非課税売上となる資産の譲渡）に該当するものであるところから、課税売上の計算上、差異がある。

② 第三者発行型プリペイドカードの販売

第三者発行型プリペイドカードの販売は、消費税法別表第一第 4 号ハに規定する物品切手等を譲渡（非課税売上となる資産の譲渡）したのものとして取り扱われる。

四 貯玉

1 貯玉の債務性

(注 17)

貯玉の受入は、店舗にとって、あたかも金融機関における預貯金の受入と同視し得るものである。すなわち、貯玉制度の会員は、遊技当日において獲得又は購入した遊技球を当日において景品等と交換することが義務付けられ、かつ、当該店舗からの持出しを禁じられているところ、その交換に要する時間、その他の事情から当日交換すべきものを貯玉制度に一時的に寄託ないしは預託をし、これを後日において貯玉制度から引出しをして景品等との交換等（遊技球としてプレイすることを含む。）に充てることを予定しているものである。

したがって、この遊技球を寄託ないしは預託する行為の法的性格は、前述のとおり、金融機関における預金者がその金銭を預貯金する行為、すなわち金銭消費寄託行為に酷似し、単なる遊技球の保管の委託には当たらず、いわば貯玉相当額の景品等の預託に代わる寄託行為であるといえる。この点からして、貯玉の受入は、基本的には債務の発生と解することが相当である。

このことは、受寄者である店舗としては、将来寄託者である会員に対してその預った遊技球の価値相当額の景品等又は同数量の遊技球を対価を得ることなく、給付する債務を負うこととなっており、このことだけをもってしても、貯玉の受入は債務の発生と解することが相当である。

これに対し、貯玉が景品に交換されるか、再プレイに利用されるかは顧客の任意で、必ずしも景品に交換されるとは限らない等の理由から、貯玉は債務でないという有力な見解がある。この見解によれば、貯玉に係る費用の計上は認められないことになる。

この「貯玉は債務でない」という見解は、現在課税当局が採っている見解で

© 2011 Pachinko-Trusty Board All rights reserved.

あるが、貯玉は債務であるとする見解といずれが相当かを争点として、現在訴訟が提起されており（東京地裁係属中）、現段階ではいわゆる両論併記とせざるを得ない状況である。ただし、貯玉は債務であるとの見解に従い債務に係る費用計上等を行った場合、現時点では、課税当局から修正を求められる可能性があることを認識する必要がある。

2 貯玉の権利が消滅する一切の行為

(注 18)

貯玉の減少は、通常、会員による貯玉制度からの貯玉の引出しによってもたらされるものであるが、貯玉制度の運営上、会員が貯玉制度を長期間にわたって利用しなかった場合における失効に伴う減少も含まれる。

この場合の長期間とは、貯玉制度の運営・管理状態の実情から、概ね3年程度が相当である。

3 貯玉に係る債務の額の算定方法

(注 19)

貯玉に係る債務の額は店舗の実情に応じ、当該貯玉のうち、①再プレイに利用される部分の原価は、「二の2」に掲げた景品原価、労務費、遊技機関連費用、設備費等の費用の額を基礎として合理的に算出した額とし、②景品交換に回される部分の原価は、売価相当額に当該店舗における景品原価率を乗じた額とし、その合計額によるのが本来である。

ただし、当該貯玉が主として再プレイに利用されるか、又は景品交換に回されるかに応じ、その全ての原価をこれらいずれかの計算方法によって算出しても差し支えないと考える。

なお、課税当局は、現在貯玉に係る債務の計上について、「貯玉は債務でない」という理由で、その計上を認めていないのは前述のとおりである。（注解 17 参照）

4 長期間にわたり出入りのない貯玉

(注 20)

長期間にわたり出入りのない貯玉について、その債務の額を雑益として益金の額に算入する場合の長期間であるか否かの判定は、3年とする。

五 遊技機

1 遊技機の資産性

(注 21)

遊技機は、耐用年数省令別表第一（器具及び備品）に掲げる減価償却資産である。

2 少額の減価償却資産及び一括償却資産

(注 22)

使用可能期間が1年未満であるもの又は取得価額10万円未満の遊技機については、法人税法施行令第133条の規定により少額の減価償却資産としてその事業の用に供した日の属する事業年度においてその取得価額を損金経理することを条件として損金の額に算入することができる。

また、取得価額10万円以上20万円未満の遊技機については、法人税法施行令第133条の2の規定により一括償却資産としてその償却期間を3年とすることができる。

3 リース取引によって取得した遊技機

(注 23)

法人税法第64条の2第3項に規定するリース取引によるリース資産については、その法形式にかかわらず、原則として当該資産に係る売買取引があったものとみなして各事業年度の所得の金額を計算するのであるが、その取引の経済的実質が、いわゆるリースバックを目的としているような場合で、これらの一連の取引が実質的に金銭の貸借であると認められるときには、当該資産の売買はなかったものとして金銭の貸付による損益を取引各当事者において認識する。